

議案第 97 号

東京都板橋区応急福祉資金貸付条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 28 日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区応急福祉資金貸付条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区応急福祉資金貸付条例（昭和 41 年板橋区条例第 11 号）  
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「25 万円。」を「25 万円」に改め、同号ただし書を削り、同条第 3 号中「35 万円。」を「35 万円」に改め、同号ただし書を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区応急福祉資金貸付条例第 4 条第 2 号及び第 3 号の規定は、この条例の施行の日以後に受理する申込みに係る資金の貸付けについて適用し、同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金及び高額療養費に係る貸付けを廃止することに伴い、規定を整備する必要がある。